

令和3年6月22日

令和2年度 建設常任委員会施策研究テーマ

「公園施設のあり方について」の提言に対する市の考え方
について

土木局 公園緑化部

建設常任委員会 施策研究テーマ
「公園施設のあり方について」の提言に対する市の考え方について

令和3年5月20日付けで送付を受けました「建設常任委員会施策研究テーマについて(報告)」におきましては、「公園施設のあり方について」をテーマとして、建設常任委員会の委員の皆様から① 公園の配置と機能の充実について、② 公園施設の充実、安全対策、バリアフリー化について、③ マナー向上への手法の検討について、④ 防災、減災について、⑤ 不法行為への対応についてのご提言をいただきました。

これらの提言に対し、これまでの取組及び今後の取組方針等も踏まえ、市の考え方について回答させていただきます。

① 公園の配置と機能の充実について

(各委員の提言)

- ・利用者の利便性等を考慮した配置を推進
- ・公園の統廃合による比較的大きな公園の確保
- ・地域での公園の機能分担
- ・都計 4.3.303 鳴尾中央公園を早期に整備
- ・公園用地として空地を確保できる場合、町別人口の幼児・児童の多い地域を優先して公園の設置を進めていくべき。
- ・アンケート調査を行い、公園の新設を含め、地域に適している公園の在り方を検討すべき。

【市の考え方】

本市ではこれまで、戦災復興や震災復興事業、土地区画整理事業等の市街地の面的整備に併せて公園整備を進めてきました。2018年度(平成30年度)現在では、市民1人当たりの公園緑地面積が 10.05 m²となり、全国平均と同等の水準となっています。しかしながら、公園の配置には、地域偏在が見られ、公園が少ない地域の公園整備が課題となっています。

今後とも街なかの公園整備については、市全体の配置バランスを考慮し、地域偏在の解消となる、歩いて行ける身近な公園の整備に努めます。

また、新設公園の用地確保については、公園の少ない地域において、買取りの申出を受けた生産緑地の活用を考えております。今後とも関係部局と連携して、公園候補地の選定や買取りなどを行います。

次に、公園の統廃合による都市公園ストックの配置と機能の再編は、重要な視点と考えております。一方、都市公園の再編を行う場合は、当該地域の特性等に応じ地域の合意に基づきながら都市の機能・魅力の向上を図ることを目的として行う必要があります。今後、本市の実情にあった公園の統廃合のあり方について検討を行って参ります。

なお、ご提案にあった長期未整備の鳴尾中央公園の早期の整備については、当該都市計

画区域内のほとんどが民有地であり、既に住宅地として地域コミュニティが形成されていることから、今後、必要性・代替性・実現性等を検証し、検証の結果、見直しが必要な際には計画の変更を行う予定です。

② 公園施設の充実、安全対策、バリアフリー化について

(各委員の提言)

- ・公園の規模・役割に応じた適切な施設の設置
- ・園芸見通しの確保、不良樹木の点検と対策
- ・バリアフリー化を進める
- ・新規公園のユニバーサルデザイン
- ・高齢者用ベンチの設置、日陰の確保
- ・街区公園においても一定の広さと地域の要望があれば、トイレの設置を進める
- ・バーベキューができる公園
- ・ドッグランの設置

【市の考え方】

本市の公園は、2002年(平成14年)以前に設置されたものが全体のおよそ9割を占めており、今後、これらの公園施設等が次々と更新時期を迎えます。そして、高齢化等により休憩施設や健康遊具等が求められる等、公園施設へのニーズが多様化しており、今後、地域住民等のニーズに応じながら計画的に老朽化対策や更新を行っていく必要があります。

公園の改修については、トイレ等のバリアフリー化、子どもの遊び環境の充実、高齢者の健康増進につながる施設や休憩施設の設置等、地域の状況やニーズを把握し、誰もが安全・安心・快適に利用できるリノベーション(機能拡充)に取り組みます。

安心安全対策では、遊具やベンチ、トイレ等の施設は、公園施設長寿命化計画に基づく適切な維持管理と安全点検を行います。更新・改修については、健康遊具、幼児向け遊具を設置します。大きくなった樹木については、公園の見通しの確保のための剪定や危険度診断に基づき、危険木の伐採を今後も継続して実施します。

なお、ご提案のバーベキュー場、ドッグランの設置を都市公園で進める際には、住居地域から離れた大規模公園などで近隣地域の合意に基づきながら進める必要があります。現在、バーベキューの使用を認めている御前浜公園や県立甲子園浜海浜公園沖地区においては、近隣地域から様々な問題を提起されており、それらをふまえて今後とも他都市の事例などを参考に当該施設のあり方について調査検討して参ります。

③ マナー向上手法の検討について

(各委員の提言)

- ・公園指導員(名称案:パークキーパー)やボランティアによる見守りを充実
- ・公園の大きさや性質によって禁止するもの許可するものにわけ特色をだす
- ・規制を緩和してマナーを守ってもらうにはどうするか検討する
- ・地域の自治会とも協調。教育の場でもルールを守る事の大切さを子供たちにも知らせる環境づくり
- ・動線上にルールを書いた看板を設置
- ・公園利用のマナーアップのため、市民の意識の向上のためにも、分かりやすいサインを一つの公園に複数ヶ所設置して周知を図る
- ・定期的にマナー指導員などを巡回
- ・苦情内容に応じた注意看板の設置

【市の考え方】

公園利用者のマナーの周知と向上は、公園管理者にとって最大の課題です。現在、公園の利用ルールを多くの方に知っていただくため、ホームページへの掲載や公園ごとの通報内容に応じて、マナー周知のサイン設置を進めておりますが、必ずしもすべての公園で効果が出ているとは言えません。この度の委員の皆様からの提案を受け、以下について、他都市の事例などを参考に公園利用者のマナー周知と向上のあり方について調査検討して参ります。

- 公園見守り、ボランティア制度
- 効果的な公園パトロール、巡回のあり方
- 地域や学校でのマナーアップ教室

④ 防災、減災について

(各委員の提言)

- ・(ア)災害に対し公園が有する機能の効果的な発揮のため、防災・減災に資する公園の適正配置の推進、(イ)防火水槽や防災倉庫など必要な設備の設置や、民間事業者等との災害時の協定など、公園の防災・減災機能を高める体制の構築、(ウ)地域の防災訓練を始めとする防災・減災に対する意識の向上や取り組みへの支援を進めることを要望する。
- ・健康増進や自然との触れ合い、又は、避難地としての役割を担う公園施設を目指して頂きたい。

【市の考え方】

都市公園は平常時、災害発生時の各段階においてそれぞれ異なる役目を担っており、平常時の予防段階では防災・減災教育や訓練活動を行う場所として活用されていることから、平時においては、防災・減災の啓発につながり、災害時には実用性のある手押しポンプ等の防

災施設の設置を進めます。

また、都市の防災、減災には都市公園のグリーンインフラとして緑の多面的機能を十分発揮させる必要があります。そのため、集中豪雨時に一時雨水を公園内に溜めるオンサイト化を進めるとともに公園機能を最大限活用できるよう適正な配置と機能維持に努めます。防災、減災の取り組みは、行政だけが一方的に進めるだけでは達成できるものではなく、地域や事業者の皆様との協力が不可欠です。今後とも地域や事業者の皆様方と連携を図りながら、持続可能な地域づくりと魅力ある公園づくりを進めます。

⑤ 不法行為への対応について

(各委員の提言)

・パトロールチームの巡回強化、2回目からは罰則規定に従ってもらう。何か事があった場合の警察との連携も含めたパトロール強化を図る。

【市の考え方】

現在、御前浜公園や県立甲子園浜海浜公園では、夏休みの期間、「快適な市民生活の確保に関する条例」に基づき、迷惑花火の対応として、県や警察、地域団体等と連携したパトロールを実施し、一定の成果をあげています。

このようなことから、特に通報・苦情が多く、喫煙や糞の放置、不法投棄などが多発する公園については、罰則規定などを明示したサインの設置や職員の巡視強化に加え、警察や関係機関、地域団体等と連携したパトロールの実施等により不法・迷惑行為へ対処するなどの体制づくりや手法について検討いたします。

この度は、「公園施設のあり方について」貴重なご提言ありがとうございました。

いただいた意見をもとに、今後の様々な施策を展開の参考とさせていただきます。

以上